

平成30年5月24日

台東区内居宅介護支援事業者 各位

制度改正・報酬改定に伴う指定居宅介護支援基準における区の解釈について

介護保険法の改正によって、平成30年4月1日より居宅介護支援事業所の指定権限が都から区市町村へ移行となりました。これに伴い、今般の制度改正、報酬改定の内容における区の解釈について下記のとおりお示し致しますので、各事業者におかれましてはご確認のうえ、今後の事業所運営を行って頂きますようお願いいたします。

記

1. 対象基準

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第3 居宅介護支援費に関する事項

2. 上記1の改正点における区の解釈について

I. 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

という規定が追加されました。

国は当該見直しについて、【介護保険最新情報 v o 1 . 6 2 9 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (v o 1 . 1) (平成30年3月23日)」問131】において

- ・文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。
- ・平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については次のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましい。

と示されています。

よって、区における取扱いとしては、

・ プラン作成時に複数事業所を紹介できること

・ プランに当該事業所を位置付けた理由の説明を受けることができること

を盛り込んだ重要事項説明書の取り交わしを行うことを原則としますが、平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、同意書や交付済みの重要事項説明書への覚書等を用いて説明し、署名を得る方法も認めます。ただし、必ず説明経緯について支援経過記録等に記載をしてください。

以上の取扱いを実施していることで基準を満たしていると解釈します。

II. 特定事業所加算について

1 1. 特定事業所加算について

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

大臣基準告示第84号に規定する各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

① (12) 関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

という規定が追加されました。

国は当該見直しについて、【介護保険最新情報 v o 1 . 6 2 9 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (v o 1 . 1) (平成30年3月23日)」問136】において

- ・平成30年度については、事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末日までに定めることとし、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めることとする。
- ・なお、9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない。

と示されています。

よって、区における取扱いとしては、

- ・事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末日までに定めること
- ・共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めること
- ・実施した事例検討会等の内容をまとめたものを計画書と併せて整備しておくこと

以上の取扱いを実施していることで基準を満たしていると解釈します。

※事例検討会等については、自ら率先して実施（主催若しくは共催）してください。他法人の開催する検討会等への参加のみでは加算の要件を満たしているものとは認められません。

※事例検討会等の開催頻度は特に定められていませんが、加算の趣旨から必要な回数を実施してください。

また、特定事業所加算Ⅰにのみ要件のあった「地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加」については加算Ⅱ及びⅢについても要件として追加されました。

これにつきましても区における取扱いとしては、

- ・参加した事例検討会等の開催案内、申込控、次第等を整備しておくこと
 - ・運営規程等に地域包括支援センターが行う事例検討会等に参加する旨が明記されていること
- 以上の取扱いを実施していることで基準を満たしていると解釈します。

なお、区の解釈に基づき、上記Ⅰ及びⅡに関する必要書類については、各事業所において整備等をお願いいたします。（区への届出は不要ですが、今後新たに特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定される事業所につきましては、加算届提出の際に必要なとなります）

3. その他

○居宅サービス計画の変更について【介護保険最新情報v o 1. 6 2 9 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（v o 1. 1）（平成30年3月23日）」問141】

今回、通所介護・地域密着型のサービス提供時間区分が、2時間ごとから1時間ごとに見直されたことに伴い、時間区分を変更するケースについての居宅サービス計画の変更（サービス担当者会議を含む）については、以下の取扱いとします。

- ・サービス提供時間区分が変更になる場合であっても、サービスの内容及び提供時間に変更が無ければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はありません。
- ・今回の時間区分の変更を契機に、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、介護サービス等の内容をあらためて見直した結果として居宅サービス計画を変更する必要がある場合は、通常の変更と同様の手続きが必要となります。

○今回の制度改正・報酬改正に関するQ&A

WAMNET（ワムネット）に掲載されている「介護保険最新情報」をご確認ください。

【福祉・保健・医療情報－WAMNET（ワムネット）－】

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

○指定に関する様式等

区公式ホームページにて掲載しています。

【掲載箇所】

トップページ ⇒ 暮らしのガイド ⇒ 税金と保険・年金 ⇒ 介護保険 ⇒
事業者情報（事業者の方へ） ⇒ 居宅介護支援事業者 [指定申請・変更等様式一覧]

台東区介護保険課事業者担当

電話 5246-1243